

令和 5 年度 地下水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づき実施した令和 5 年度の地下水の水質測定結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 測定の概要

県内の地下水については、県及び秋田市が分担して水質測定を行っており、令和 5 年度の実施概要は表 1 のとおりです。

なお、地下水の調査は、その内容により、表 2 のとおり区分されます。

表 1 令和 5 年度地下水質測定の概要

調査区分	測定地点数	測定項目数
概況調査	41	1, 082
汚染井戸周辺地区調査	7	14
継続監視調査	28	105

表 2 地下水の調査区分

調査区分	調査内容
概況調査	地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査
汚染井戸周辺地区調査	概況調査等により新たに発見された汚染について、その範囲の確認や原因究明のために行う調査又は、継続監視調査を終了する場合に、汚染範囲内で再度行う調査
継続監視調査	汚染が確認された地域で継続的に監視を行うための調査

2 測定結果の概要

(1) 概況調査

41 地点で測定を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

事業者からの報告により、事業場内の井戸において鉛及びふっ素の項目が地下水環境基準を超過したことを確知し、汚染範囲を確認するため由利本荘市大浦地区の 7 井戸において汚染井戸周辺地区調査を実施しました。調査の結果、鉛及びふっ素による地下水の汚染は事業場の敷地内に限られ、周辺では確認されませんでした。事業者に対し、対策を講じるよう指導すると共に、当該井戸について継続監視調査を実施することとしました。

(3) 継続監視調査

これまでの調査で汚染が確認された 28 地点で測定を行い、8 地点で汚染物質が環境基準値を超過しましたが、他の 20 地点では環境基準値を達成しました。

【 参 考 】

地下水の環境基準値は、環境基本法第 16 条に基づき、カドミウム等重金属類やトリクロロエチレン等揮発性有機化合物など、28 項目が定められている。

各測定地点における環境基準超過の評価は、全シアンは最高値、それ以外の項目は年間平均値による。

